

令和8年2月3日

令和7年度第2回岡山市国民健康保険運営協議会議事録

日 時：令和8年2月3日（火）午後2時 ～ 午後3時10分
場 所：岡山市保健福祉会館9階（機能回復訓練室）
出席者：19名
次第：別紙のとおり
議 事：（1）令和8年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要
議 事：（2）岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
報告案件：（1）マイナンバーカードの保険証利用について
報告案件：（2）eLTAXの導入について
傍聴者：2名
報 道：0社

【議事結果】

- ◎議事について説明後、質疑。
- ◎議事について原案どおり承認。
- ◎報告案件について報告。

【議事に関する質疑等概要】

（1）令和8年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要

遠山委員： 失礼します。岡山市老連の遠山です。
ページの15ページなんですけれども。8番、医療費適正化対策「1. 特定健康診査・特定保健指導」の部分は、表の部分があるんですけれども、左側の特定健診、岡山市受診率、令和6年度34.8%と書かれておりますが、これ年々あの上昇はしているんですけれども、令和7年度の受診率は向上する見込みでしょうか。

国保年金課長： はい。ありがとうございます。令和7年度の受診率についてですが、今現在、10月分までの集計になるんですが、率で言うと21.5%となっております。昨年6年度の同時期と比較しますと、プラス1.3ポイントとなっております。今現在、増加しておりますので、今年度も、引き続き上昇するのではないかと考えているところですが、引き続き受診率向上に努めて参りたいと考えております。

遠山委員： ありがとうございます。

成廣委員： 失礼いたします。連合婦人会の成廣といいます。
7ページ、8ページ、9ページと、子ども・子育て支援金制度が創設

されるということですが、子育て中の世帯にとってはありがたいと思うんですけど、財源の問題で、全世帯からの徴収になると思うんですけど、先ほどなんか所得に応じて、平均だと 2,700 円と言われましたかね、けど、所得に応じて変わっていくように言われたんですけども、所得が例えば 300 万円とか、その所得に応じてどの程度なのか、それが分かりましたら教えてください。

国保年金課長： はい。所得に応じて、世帯ごとに、どういった保険料額になるかということだと思っておりますけれども、現時点での国保世帯のデータをもとに試算した金額で、来年度状況は変わって参りますので、あくまで、参考としての数字ということになりますので、そのあたりはご了承いただきまして、国保は世帯単位で保険料がかかるんですけども、ケースとして、1人世帯の場合で、子ども・子育て支援金分の年間の金額を所得別でいくぐらいになるかということでお伝えしますと、所得 43 万円以下の世帯、これ、7 ページの保険料の構成と書いたグラフがあるんですけども、国保の保険料の仕組みで低所得者、低所得世帯に対しては、ここに書いてある応益分、1 人当たりにかかる均等割とあと 1 世帯当たりにかかる平等割を足した応益分について、所得一定の基準を下回るようですと、軽減がかかるような仕組みがありまして、それを踏まえて、所得 43 万円以下、給与収入で言いますと 108 万円、年金収入で言うと 153 万円以下ということになるんですけども、この世帯ですと、応益分に最大 7 割の軽減がかかりますので、年間で、600 円程度 of 金額になります。

次に所得 70 万円。これが給与収入で言うと 135 万円、年金収入で言うと 180 万円ぐらいになるんですけども、この所得ですと、応益分に 5 割の軽減がかかりますので、年間で 1,700 円程度の金額になります。

次に所得 100 万円。給与収入で言うと 165 万円、年金収入で言うと、210 万円ぐらいの金額ですが、この金額ですと、応益分に 2 割の軽減がかかりますので、年間で 3,100 円程度となります。

次に所得 200 万円。給与収入、年金収入ともに 300 万円ぐらいの金額ですが、この金額ですと、もう応益分に軽減がかからなくなるんですけども、年間で 6,200 円程度。

あと、所得 400 万円。給与収入、年金収入ともに、550 万円程度になるんですけども、この金額ですと、年間で 11,800 円程度の保険料が、子ども・子育て支援金分の保険料ということになります。以上です。

成廣委員： なかなか物価高のときですし、それこそ引き下げを求めるような声が上がってるようなときに、大変だなと思って聞かせてもらいました。

小林委員： はい、すいません。

今、衆議院選挙もやっておりますけれども、外国人対応というのは結構大きな問題点として取り上げられてきて、かなりもう税金払わない

人、そういう人もかなりいるということでもいろいろ、国外へというような流れを言っている政党もありますけども。14 ページですね、初期滞納者への対応強化ということで、確かに岡山市内も結構外国の方をよく見るなあという感じにはなっているんですけども、実際、国保にあたる人というのはどれくらい的人数がおられて、またその中で滞納がどのくらいの率で、結構、いわゆる日本人の方に比べて多いのかどうか。その辺の現況はどうなのか教えていただければと思います。

国保年金課長： はい。ありがとうございます。
ちょっとデータが古くはなるんですが、令和5年度の数字で申し上げますと、外国人の世帯数が、7,500世帯で、保険料の収納率で言うと、75.37%。といった数字です。6年度はそこから収納率は少し上がっているはずですが。
そうですね、6年度は約76%に上がっております。
国保の世帯数全体は今現在ですと80,000世帯ぐらいございますので、そのうちの7,000から7,500の世帯が外国人世帯となっております。

※上記「7,500世帯」は「賦課世帯数」で、その年度で保険料を賦課された世帯の累計数（令和5年度「7,563世帯」）。そのため、時点を捉えた数字ではなく、令和5年度末時点の外国人世帯数としては「4,461世帯」となっている（令和6年度末時点「4,788世帯」）。

小林委員： 全体の1割ぐらいが、外国人の方の世帯になってきていると。これやっぱりだんだん増加しているという流れで理解してよろしいでしょうか。

国保年金課長： はい。ありがとうございます。
そうですねちょっと今手元に正確な数字がないんですけども、増加傾向ではございます。

小林委員： 比較的、75、6%というのは、収納率はまずまずあるのかなと思ったんですが、やはり日本人に比べると低いですね。今後やっぱり世帯の割合が増えてくるにおいては割と大きな問題になってくる可能性っていうのは、否定できないという理解でよろしいでしょうか。

国保年金課長： はい。ありがとうございます。
そうですね、実際、国保全体の収納率に比べるとだいぶ低い収納率ですので、言い方悪いかもしれないですけど、全体の収納率の足を引っ張っているような部分はあると思います。国の方も、外国人の保険料の収納対策、収納率向上の取り組みを強化しないといけないという問題意識を持たれていまして、令和9年6月からの実施にはなるんです

が、出入国在留管理庁において、国民健康保険料等の納付を在留資格の更新の条件とするような方針を示しておりまして、岡山市においても、出入国管理庁と保険料の収納情報を連携させるための、システム改修を令和8年度にシステム的な整備を行って、令和9年6月の開始に向けて出入国管理庁と外国人の収納情報を連携するような、それを在留資格の更新に活用していただくような取り組みを考えております。以上です。

松田会長： 今小林委員のおっしゃった外国人の収納率が上がらないその直接の、何かこう大きい理由っていうのはどんなことが考えられますか。

国保年金課長： ありがとうございます。
今、そうですねその現状においては、その制度理解が十分でないところもあるのかなと思っております。その辺りは、外国人向けの、保険料の口座振替についての説明を記載したチラシでありますとか、保険料の通知書には、ホームページで、国保の保険料についての説明を外国語で説明しているページがございますので、保険料の通知書にはそういったホームページに飛ぶQRコードをつけるなどして、制度の周知を図ってきております。以上です。

松田会長： ありがとうございます。

徳永委員： 協会けんぽの徳永です。ご説明ありがとうございます。
まず令和8年度の保険料率案についてなんですが、始めに私の方の意見として申し上げますと、今回の保険料率案につきましてはですね、特に異論がないという意見でございます。
その上でですね、国保財政についてはですね、ご説明があった通りですね、非常に赤字基調でですね、厳しい財政状況にあると。
これは今後ですね、大きな制度改正がない限りはですね、当面継続するというのが見込まれております。
また、冒頭、副市長のご挨拶もあった通りですね、令和8年度の診療報酬の改定がですね、近年にない引き上げ幅、これは病院、医療機関等ですね、経営が非常に厳しいと、物価高騰でですね。そういったものを踏まえてですね、診療報酬本体では3%、薬価はマイナス改定なので、合算して2%ぐらいの引き上げということで、当然ながら国保の医療費というのは上がっていくということで、現状、これを考えてみるとですね非常に厳しいことには変わりはないということではあるんですけども、加入者の方も当然物価高で苦しんでおられて、今日もこういった形で要望書も提出いただいているという中で、また資料にも記載があったんですけど、今現状の基金がですね、早急に枯渇するというような状況にはないということですので、そういった状況を踏まえてですね、令和8年度の保険料率ですね、基金を活用するこ

とで据え置くということについては、これは適切な判断ではないのかなというふうに考えております。

で、もう一方ですね、新設される、子ども・子育て支援金の分ですね。これにつきましては、純粹に負担増になっていくということですので、なかなか我々協会けんぽの加入者、また事業主の方もそうなんですけれども、令和8年度からこの子ども・子育て支援金が新たに付与され、徴収されるというのをなかなか十分にですね、ご存じではないというのが現状ですので、国保の加入者の方にですね令和8年度の保険料率についても新たに、子ども・子育て分が加算されるということにつきましては、丁寧に周知広報していただきたいということでお願いを申し上げます。

それで一点ですね、ご質問させていただきたいんですけど、子ども分の負担軽減をするためにですね、この基金を活用するということは、出来ないというふうに私は考えているんですけども、それで正しいのかということをお教えいただきたいと思っております。

そもそもは子ども・子育て支援金というのは、こども家庭庁が所管している制度でして、国保、我々協会けんぽでもそうですけれども、単純にその子ども・子育て支援金の制度に要する費用をいかに国民の皆さんから徴収するか、その徴収する方法を健康保険料と一緒に徴収するというそういうことなので、単純に保険料徴収の仕組みを利用するだけだということに認識してしまっていて、直接国保財政に影響を与えるというものではないんじゃないのかなというふうに考えていますので、そういう観点でいくと、国保財政の安定化のための基金をですね、子ども・子育て支援金の負担軽減のために使うというのはちょっと、使えないんじゃないのかなというふうに考えておりますので、ちょっとその辺の私の理解が間違いがないかってことを教えていただければと思います。

国保年金課長： ありがとうございます。

まず最初にありました子ども・子育て支援金分の周知広報につきましては、今現在でも市のホームページに子ども・子育て支援金分の徴収が始まりますということ、今現在まだ簡単な広報なんですけど載せておりますし、これから随時、広報もしっかり行っていきたいと考えております。

それとあと、子ども・子育て支援金の納付金に対するその基金の活用という点については、まだ、そういう徳永委員さん言われたような、基金は使えないっていうような、はっきりとした、そういう県なり国なりからは示されておられません。

その辺り十分確認していこうとは思いますが、今現在の認識としてはですね、基金の活用につきましては、各自治体の条例で規定しておりますので、条例の中では納付金の財源として活用することができるというのがありますので、この子ども・子育て支援金も県から

納付金として示される、請求されるものですので、そういう意味では、今までの医療分とか後期高齢者支援金分の納付金と同じ扱いなのかなという、今現在そういう認識でいるのですが、やってはいけないことをしては大変なことになりますので、十分確認しながら、運用に努めてまいります。以上です。

徳永委員： はい。ありがとうございます。
ちょっと質問の趣旨としてですね、子ども・子育て支援金についてはこども家庭庁さんが、令和8年度から令和10年度にかけて、段階的に引き上げていくというふうに言っておりますので、今は令和8年度の議論をしておるんですけども、10年度まで、負担はどんどん増えていくという中で、やはり国保の加入者にとってはですね、基金の活用ってところが望まれるのかなっていうふうには感じましたので。ただちょっと仕組み的にですね、これちょっと予算案見ていると国民健康保険の特別会計の方に、この子ども・子育て支援金の方もどうも入るようなので、一緒に一つの特別会計の中で運用するというのであれば、基金が使えるのかもわからないんですが、一方我々の被用者保険の方でいきますと、明確に健康保険料とですね、子ども・子育て支援金というのやはり分けていくというのが現状の認識、勘定自体ですね、健康保険勘定と、子ども・子育て支援金勘定みたいな形で勘定科目が分かれるというところもありますので、ちょっとそういうことから質問させていただきました。
もしですね、今後そういった制度的なもので活用もできるということであればですね、令和8年度は、本来分にしか基金の取り崩しは使わないということでもいいと思うんですけども、今後わかるようなことがあれば教えていただければと思います。ありがとうございました。

内田副会長： 私も委員の一人として、子ども・子育てっていうことで、女性ですし、特に子供や、私は社会福祉協議会とかで関わっているので、ちょっと金額とはちょっと違うかもしれないんですけど。
こども家庭庁というのが今本当に日本には必要だと私は思っております。
それであの家庭庁がどこからそのお金を持ってくるかという、本当に最大の今の問題だと思っておりますけれども、日本の子供たちって本当に今ちょっと、子供が本当に少ないにも関わらずますます減っているというのも皆さんよくご存じでしょうけど、つい最近、子供の状態を話したニュースで聞いたときに、子供の自殺がですね、18歳までの、529人。少ない人数の中でそんな先進国はどこにもない。
日本の子供たちがどうしてそんなに苦しんで自分から命を取らなきゃいけないのかしらと思って私は教育委員もさせていただいたり、今もちょっといろんなことで子供と関わっていて、子供の居場所作りから一生懸命地域でしていただいて、子供を核として地域で見守っていこ

うとか、そういう社会にしようというのがこども家庭庁なので、一生懸命地域の方が協力してくださって、岡山市でももう71ヶ所、子供の居場所って子供食堂したりとか、勉強見たりですね、中学生高校生の皆さんまでボランティア活動で子供と一緒に遊んでくださったり、勉強見てくださいたり、本当に子供の行き場がないとか寂しい子供たちをいかにみんなで温かく見守るかっていうのを一生懸命しているところなんですけど、そういうところで、35万人の子供たちが今学校行けてないという数字も現実聞いて、学校でもない家庭でも落ち着かない子供たちが地域で、大人とかお兄さんお姉さんとかいう、一人っ子も多いし、ひとり親家庭の方は、本当に子供さんが1人で個食で食べているという厳しい現状を見聞きしてる立場としてはやっぱり、この支援金をどこから出すかという、本当にあの、どう、ここに書いてる7ページを見ると、これ、大切なお金ってどこからか私は出したいと思うので、今ある、消費税がもうあまりにも高いし、それで皆さんご飯食べるのも困るし、高齢者の方は高齢者で年金が本当に厳しいので生活ができるかっていうのを見ると、本当にどこから出していくかというのが一番の悩みで、今徳永委員がおっしゃったようなことだと思うんですけども、どこからか出さなきゃいけないからというんだったらどっか分割してでも、ここからでも少しは、やっぱりお支払いして皆さんにも協力していただくのも1つかなと思っております。

他に財源があればちょっと、そこから、今選挙ですからそういうのもちょっと子供のことを言っている人達には、特に私も耳を傾けているんですけども。

そういうことで、日本を良くするにしてもこれからの状況を少し回復するにしてもやっぱり、もう18歳ぐらいまでと言ったらかなり大人ですし、選挙権もあるんですけど、それに繋がる子供たちって中学生小学生もしっかり自分でいろんなことを大人の社会を見聞きしているので、そういうことも含めてこの子育て支援金は今なんか私はすごく大事なものだと思うので、そういうことも皆さんお考えになって、ちょっと協力できるところは協力していただくということでお考えいただけたら、私うれしいなと思ったんです。

以上でございます。失礼しました。

(1) 号議事は採決により原案どおり承認

『(2) 岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について』

質疑なし

(2) 号議事は採決により原案どおり承認

【報告に関する質疑等概要】

(1) マイナンバーカードの保険証利用について

質疑なし

(2) eTAX の導入について

質疑なし

以上